北広島市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

北　広　島　市

目　　次

１　計画の前提

１－１　計画の背景 ---------- １
１－２　計画の目的 ---------- ３
１－３　計画の位置づけ ---------- ３
１－４　計画の期間 ---------- ３

２　北広島市の概況

２－１　位置と地形 ---------- ４
２－２　地　質 ---------- ４
２－３　交　通 ---------- ４
２－４　北広島市における過去の地震被害 ---------- ５

３　想定される地震と被害の予測

３－１　想定される地震タイプと規模 ---------- ６
３－２　被害の予測 ---------- ７

４　建築物の耐震化の状況

４－１　住宅の耐震化の状況と将来推計 ---------- ９
４－２　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と将来推計 ---------- １１
４－３　地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の状況 ------ １２
４－４　市有建築物の耐震化の状況 ---------- １５

５　建築物の耐震化の目標

５－１　住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 ---------- １６
５－２　市有建築物の耐震化の目標等 ---------- １６

６　建築物の耐震化を促進するための施策

６－１　耐震化に関する基本的な取り組み方針 ---------- １７
６－２　耐震化促進に向けた建物所有者、建築関連事業者、北広島市の役割 ------ １７
６－３　耐震改修促進のための啓発や知識の普及 ---------- １８
６－４　耐震改修促進のための環境整備 ---------- １８
６－５　耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成 ---------- １９
６－６　その他の安全対策に関する取り組み ---------- ２０

７　その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

７－１　所管行政庁等との連携に関する事項 ---------- ２１
７－２　その他 ---------- ２１

関係資料

資料-１　建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） ---------- 資-　１
資料-２　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 ---------- 資-　８
資料-３　特定建築物一覧表 ---------- 資-１１

１．計画の前提

１－１　計画の背景

平成７年１月に発生した阪神･淡路大震災では､地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、そのうち９割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした｡この教訓を踏まえ､同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という｡)」が制定されました。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年３月の福岡県西方沖地震など、地震発生の可能性が低いとされている地域においても大地震が頻発しており、我が国においては、大地震は「いつ」､「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

国においては､平成 17 年９月の中央防災会議 (※1) で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物 (※2) の耐震化率を平成 27 年までに９割にするという目標が示されるとともに、この目標を達成するための計画的かつ効果的な耐震化の促進を目的として、各自治体による「耐震改修促進計画」の策定などを盛り込んだ耐震改修促進法の改正が平成 17 年 11 月に行われました。

北広島市内には、活断層 (※3)（活とう曲 (※4) を含む）の存在は確認されていませんが、国の地震調査研究推進本部 (※5) の調査報告から、石狩低地東縁断層帯主部 (※6) が本市に最も影響を及ぼす断層帯とされています。

このような断層帯等による地震の発生により、特に昭和56年に改正された建築基準法に基づく「新耐震基準」 (※7) 以前に建築された建築物の倒壊等のおそれがあることから、昭和56年以前に建築された建築物の耐震化を早期に進める必要があります。

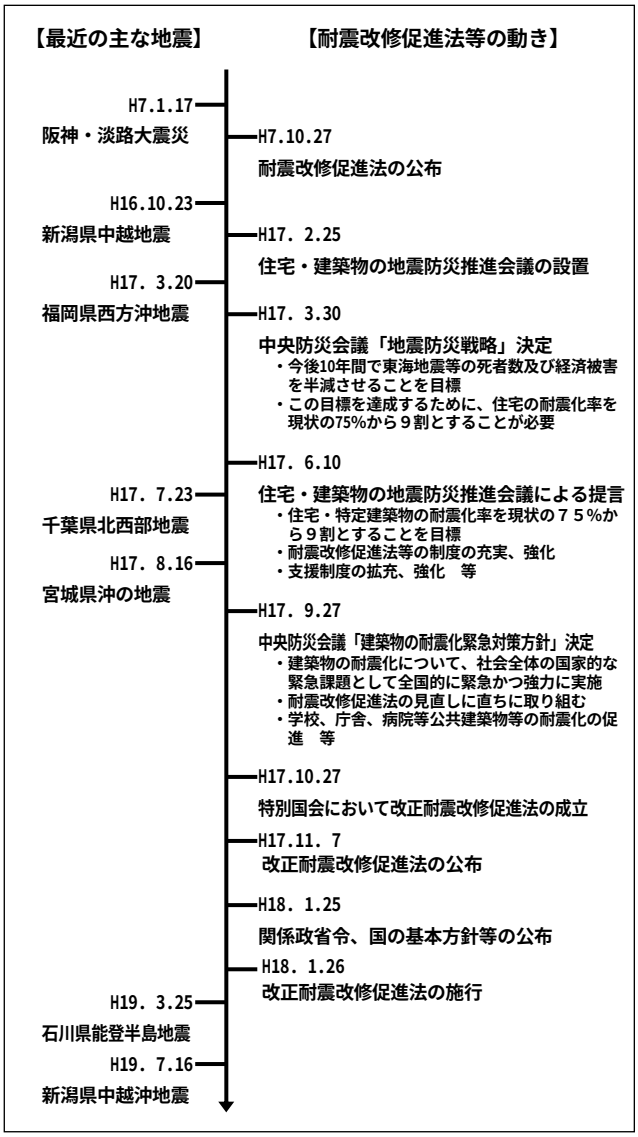

図１－１　耐震改修促進法の改正に向けた動き

（※1）中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行う。

（※2）多数の者が利用する建築物

建　築　物　の　区　分	規　　模
・幼稚園又は保育所	2 階以上で、かつ、床面積の合計が 500m² 以上
・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、養護学校 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2 階以上で、かつ、床面積の合計が 1,000m² 以上
・体育館	床面積の合計が 1,000m² 以上（階数要件無し）
・上記以外の耐震改修促進法で規定する多数の者が利用する建築物	3 階以上で、かつ、床面積の合計が 1,000m² 以上

（※3）活断層

地面が何万年もかけて繰り返し動いている境目の線であり、通常約千年から数万年に１回の割合でずれると考えられています。

（※4）活とう曲

活断層の一種で、変位が柔らかい地層内で拡散し、一本の線の形で地表に現れずに、ある程度の幅を持って曲がった地形として地表に現れているもの。

地表に明確な断層線は現れないが、地下に断層面が存在しているので、活動した場合通常の活断層と同様に地震を発生させると考えられています。

（※5）地震調査研究推進本部

文部科学大臣、関係府省の事務次官及び学識経験者から構成されており、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するための機関。

（※6）石狩低地東縁断層帯主部

石狩低地東縁断層帯は、美唄市から安平町に至る「主部」と千歳市から苫小牧市に至る「南部」からなっています。

地震調査研究推進本部の長期評価では、主部はマグニチュード 7.9 程度の地震規模が想定されており、今後 30 年間に地震が発生する可能性は我が国の主要な活断層の中では高いグループに属するとされています。一方、南部は、最近その存在が指摘されたものであり、活断層としての実態については未調査の段階です。

以上の推進本部の長期評価から、石狩低地東縁断層帯主部が本市における最も影響を及ぼす断層帯とされています。

（※7）新耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 マグニチュード 7.4）等を機に、昭和 56 年 6 月 1 日に改正施行された建築基準法により整備された耐震基準。

改正前の基準は、中規模な地震（震度 5 弱程度）を見据えた規定となっていましたが、新耐震基準では、これに加えて大規模な地震（震度６弱程度）が発生した場合においても人命に影響を及ぼす様な倒壊等を防止するため、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行なわれました。

１－２　計画の目的

北広島市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、昭和 56 年以前に建築された市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定します。

１－３　計画の位置づけ

(1)　法的な位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 5 条第 7 項に基づき、建築物の耐震化を促進するための必要な事項を定めます。

(2)　策定上の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成 18 年 1 月 25 日　国土交通省告示第 184 号）」や「北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月）」を踏まえるとともに、本市の上位計画等との整合を図りながら定めます。

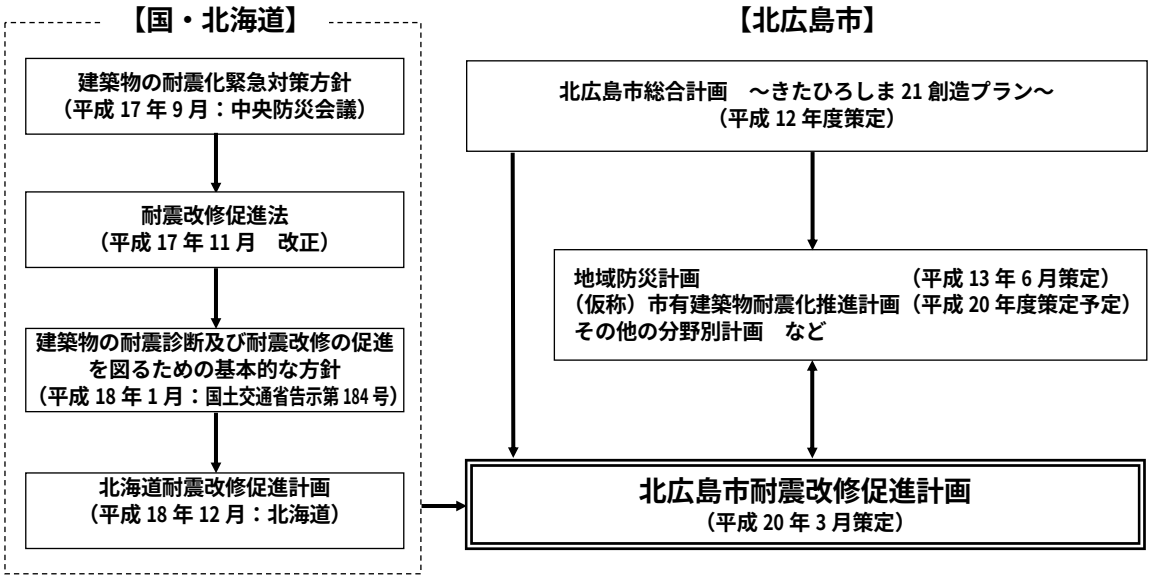

図1－2　北広島市耐震改修促進計画の位置づけ

１－４　計画の期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とします。

なお、社会経済状況や関連計画の変更等により、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

２．北広島市の概況

２－１　位置と地形

北広島市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、北西は札幌市、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町、南は恵庭市に接しています。

市域は東西約 14.9km、南北約 14.7km、周囲 52.5km、総面積 118.54km^2 を有しています。地形は南西部にある島松山（492.9m）付近を除いては、標高 100m前後の丘陵が各所に点在しています。平坦地は丘陵上部の台地と東部に分布する台地が存在しています。

また、低地は千歳川流域及び丘陵間に存在しています。なお、市内を流れる輪厚川、音江別川、裏の沢川等の河川は、千歳川に向かって流域を形成しています。

２－２　地質

地質は大きく分けると JR 千歳線を境として、南西側の丘陵地～山地を形成する支笏火山噴出物(※1) と、北東側の低平地を形成する氾濫原堆積物や泥炭等となっています。

支笏火山噴出物は、一般に構造物の支持層として良好な地盤で液状化の可能性は低いとされていますが、河川沿いの２次堆積物(※2) は、場所によっては地震時に液状化現象が発生するおそれがあります。一方、北東側の低平地は、地下水位が高い泥炭層からなっており軟弱なため、地震時の揺れが大きくなりやすい地盤となっています。

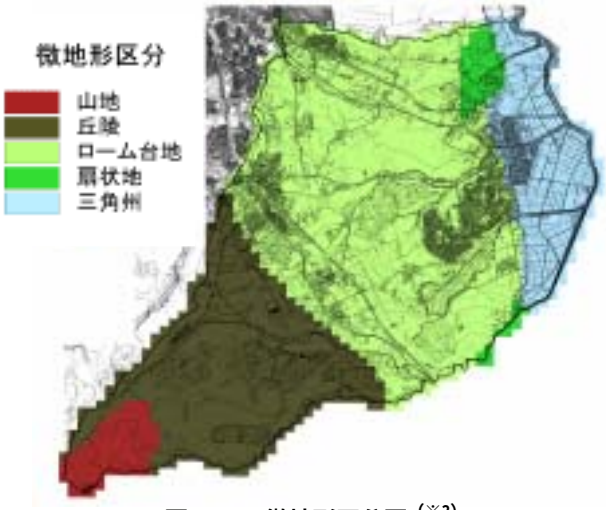

図 2－1　微地形区分図(※3)

２－３　交通

本市は、大曲地区と西部地区を縦断する道央自動車道及び国道３６号、西の里地区と東部地区を縦断する国道２７４号、東部地区の中心部を縦断する道道江別恵庭線など広域幹線道路に恵まれ、周辺都市及び全道へと広がる利便性の高い道路ネットワークが形成されています。

（※1）支笏火山噴出物

約３万年前の支笏火山の大噴火による火山噴出物により、札幌から苫小牧まで発達する広大な台地を形成している。

（※2）2 次堆積物

火山噴出物が風雨により削り取られ土砂となって溜まったもの。

（※3）微地形区分図

既存の土地分類図（国土交通省、土地・水資源局国土調査課）を基にして 250mメッシュ単位に、地表を構成する地形の成り立ちや特徴に着目して地震防災マップ作成技術資料（内閣府）に従い、山地、丘陵、低地、河川などに区分した図。

山地：1km メッシュにおける起伏量（標高差）が概ね 200m 以上の標高の高い土地で、岩石で構成され強固な地盤である。

丘陵：標高が比較的小さく、1km メッシュにおける起伏量が概ね 200m 以下の斜面からなる土地で、洪積層で構成され比較的強固な地盤が多い。

ローム台地：表層が約 5m 以上の火山灰質粘性土からなる土地で、固く締まり良好な地盤が多い。

扇状地：土質は砂・礫などを主体とし河川が低地に流出する箇所で見られる土地で、比較的良好な地盤が多い。

三角州：土質は細砂・粘土などを主体とし河川下流部に見られる土地で、軟弱地盤が多く液状化現象が発生しやすい。

２－４　北広島市における過去の地震被害

本市においては、明治 17（1884）年の入植以降、地震による大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成 5 年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成 6 年の北海道東方沖地震、平成 15 年の十勝沖地震等においても大きな被害は起きていません。

なお、過去に道内で発生した地震被害は、次のとおりとなっています。

表 2－1　北海道内の主な地震被害

区分	発生年月日 地　震　名	規模 (M※1)	震度※2	地域名	被害状況
太平洋側	昭和27(1952)年3月4日 十勝沖地震	8.2	5	浦河、帯広、釧路	太平洋一帯に大被害、大津波 死者28、不明者5、負傷者287 住家全壊815、流出91、半壊1,324
	昭和43(1968)年5月6日 十勝沖地震	7.9	5	浦河、苫小牧、広尾、函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者2、負傷者133 住家全焼27、半壊81
	昭和48(1973)年6月17日 根室半島南東沖地震	7.4	5	釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者28 住家全壊2、半壊1
	昭和57(1982)年3月21日 浦河沖地震	7.1	6	浦河	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
			4	帯広、苫小牧、札幌、小樽	
	平成5(1993)年1月15日 釧路沖地震	7.8	6	釧路	釧路、十勝地方を中心に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
			5	帯広、広尾、浦河	
	平成6(1994)年10月4日 北海道東方沖地震	8.1	6	釧路、厚岸、中標津	根室地方を中心に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
			5	根室、広尾、浦河	
	平成15(2003)年9月26日 十勝沖地震	8.0	6弱	新冠、静内、浦河、鹿追、忠類、幕別、豊頃、釧路、厚岸	日高、十勝、釧路地方を中心に被害 行方不明2、負傷者847 住家全壊116、半壊368
日本海側	天保5(1834)年2月9日 (石狩川河口付近)	6.4	6	石狩川河口付近（推定）	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
			5	札幌市の一部（推定）	
	大正7(1918)年5月26日 留萌沖地震	6.0	5	鬼鹿、幌延	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15(1940)年8月2日 積丹半島沖地震	7.5	4	羽幌、留萌、幌延、岩内、乙部	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10、住家全壊26、半壊7
	昭和58(1983)年5月26日 日本海中部地震	7.7	4	森、江差	渡島、桧山、特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊9、半壊12
	平成5(1993)年7月12日 北海道南西沖地震	7.8	5	小樽、寿都、江差、深浦	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323 住家全壊601、半壊408
内陸	昭和34(1959)年1月31日 弟子屈地震	6.3	5	阿寒湖畔、上御卒別	弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊2、一部損壊
			4	釧路	
	昭和62(1987)年1月14日 日高山脈北部地震	7.0	5	釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家半壊
			4	帯広、苫小牧、根室、浦河、広尾	

（※1）規模（M）

マグニチュード：地震のエネルギー規模を表す単位

（※2）震度

地震時の各地点の揺れの強さを表す単位

ここでは、当該地震により各地域で気象庁が観測した最大震度を示している。

3．想定される地震と被害の予測

3－1　想定される地震タイプと規模

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の 8 つの海溝型地震 (※1) と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての８つの断層帯 (※2) を道内で想定される地震としております。

これらの中で本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、石狩川の河口付近を震源とする「石狩地震」、「石狩低地東縁断層帯主部」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※3) を想定し、地震被害を予測しています。

表 3－1　北広島市に大きな影響を及ぼす想定地震の設定

●石狩地震	●石狩低地東縁断層帯主部	●全国どこでも起こりうる直下の地震
	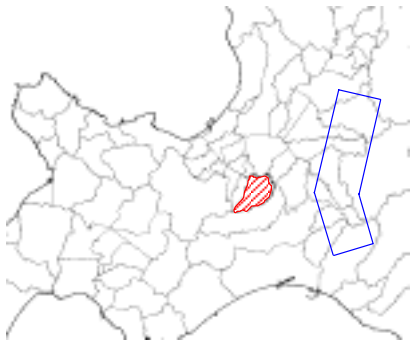	
・震源の深さ：5.0km(推測値) ・マグニチュード：6.75 ・震源の位置：北緯　43.25 度 東経 141.25 度 北海道地域防災計画　地震防災計画編（平成 14 年 3 月）を基に設定 天保 5（1834）年に石狩湾岸で発生した地震を想定	・断層の長さ：66km ・上端の深さ：0km ・マグニチュード：7.9 地震調査研究推進本部　地震調査委員会（平成 17 年 1 月）を基に設定	・全国どこでも起こりうる直下の地震として市の直下に震源を想定 ・断層の長さ：17.4km ・上端の深さ：4～6km ・マグニチュード：6.9 地震防災マップ作成技術資料（内閣府）を基に設定

（※1）8 つの海溝型地震

北海道地域防災計画（平成 14 年 3 月）で想定されている 6 つの地震（石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震）と中央防災会議（平成 18 年 1 月）日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている 2 つの地震（十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震）、合わせて 8 つの地震を想定しています。

（※2）8 つの活断層

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として８つの断層帯（標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯）を想定しています。

（※3）全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点から M 6.9 を上限として地震規模を想定しています。

本市においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M 6.9 で揺れの大きさを計算しています。

３－２　被害の予測

想定した 3 タイプの地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は「石狩低地東縁断層帯主部」による地震（M7.9）であり、市の北東側にあたる「東部地区」、「西の里地区」及び「北広島団地地区」の比較的地盤の軟弱な地域で最大震度６弱 (※1) を示すものと予測されます。

また、同地震における市内の建築物被害については、全壊 199 棟、半壊 1,364 棟が予測され、その多くは昭和 56 年以前に建築された木造建築物となっています。(※2)

人的被害については、死者数 2 名、負傷者数 251 名（うち重傷者数 24 名）と予測されます。(※3)

表 3－2　想定地震と被害の予測

地震のタイプ / 地震属性	石狩地震	石狩低地東縁断層帯主部	全国どこでも起こりうる直下の地震
震　　源	石狩湾岸 （想定震源を設定）	石狩平野とその東側に分布する丘陵との境界付近に位置する断層帯（想定断層を設定）	市内の直下
地震規模	マグニチュード：6.75	マグニチュード：7.9	マグニチュード：6.9
市内最大震度	５弱	６弱	６弱
建築物被害予測	全　壊　　０棟 （木造:０棟,非木造:０棟） 半　壊　　０棟 （木造:０棟,非木造:０棟）	全　壊　　１９９棟 （木造:170 棟,非木造:29 棟） 半　壊　　１,３６４棟 （木造:1,224 棟,非木造:140 棟）	全　壊　　６６棟 （木造:54 棟,非木造:12 棟） 半　壊　　７７６棟 （木造:694 棟,非木造:82 棟）
人的被害予測	死者数　　０名 負傷者数　　０名 うち重傷者数　０名	死者数　　２名 負傷者数　　２５１名 うち重傷者数　２４名	死者数　　１名 負傷者数　　１３０名 うち重傷者数　１３名

（※1）気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度４	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4

（※2）震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和 56 年以前（旧耐震基準時）に建てられた建築物の震度５強から６弱の地震時における全半壊率は、昭和 57 年以降（新耐震基準時）に建てられた建築物の４倍以上になるものと予測されている。

（※3）全壊率と人的被害の関係

北海道の場合、冬期夜間などに被災すると凍死や凍傷といったことが起こる可能性がある。しかしながらこのような予測手法が確立されていないため、死者数の評価手法は、中央防災会議（2006 年）が道内地震などの被害実態を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価については、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合（重傷者比率）を用いた大阪府の手法（1997 年）を適用する。

なお、本計画では、最大人口（住民人口）となる夜間の地震発生を想定し、人的被害の推定を行っている。

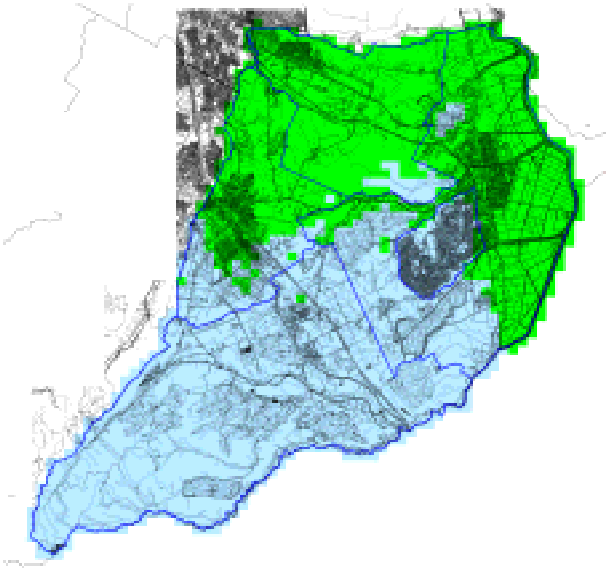

●市の北側から東側にかけて震度５弱となり、その他の地域で震度４となる。

図 3－1　石狩地震の震度予測図

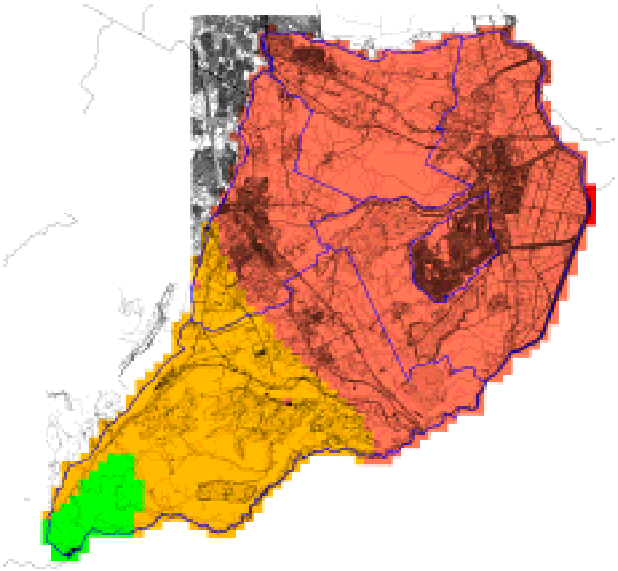

●市の北東側にあたる「東部地区」「西の里地区」「北広島団地地区」の比較的地盤の軟弱な地域で最大震度６弱を示す。
●南側の山地、丘陵地にあたる比較的地盤の固い地域では震度５強～震度５弱を示す。

図 3－2　石狩低地東縁断層帯主部の震度予測図

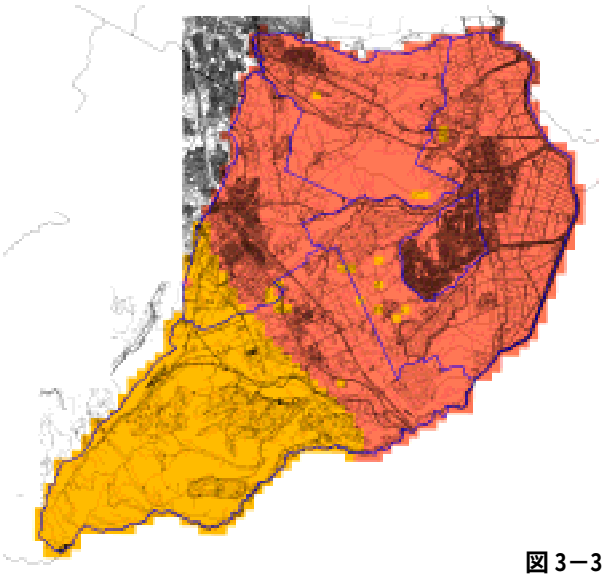

●市の北東側にあたる「東部地区」「西の里地区」「北広島団地地区」の比較的地盤の軟弱な地域で、最大、震度６弱を示す。
●南側の山地、丘陵地にあたる比較的地盤の固い地域が震度５強となる。
●なお、震度５弱以下の地域は存在しない。

図 3－3　全国どこでも起こりうる直下の地震の震度予測図

4．建築物の耐震化の状況

4－1　住宅の耐震化の状況と将来推計

(1)　耐震化の現状

平成 19 年 12 月末における家屋台帳（税務課）によると、本市の総住戸数は約 21,000 戸となっており、そのうち木造戸建住宅が全体の約 77%を占めています。

住宅の建築年代については、昭和 57 年以降に建築された住戸数（昭和 56 年の新耐震基準で着工された住宅）は約 14,000 戸、住戸総数の約 68%と推計されます。

住宅の耐震化率については、昭和 56 年以前に建設された住戸の中にも耐震性を有しているものも含まれていることから、これらを勘案した本市の住宅の耐震化率は、約 84%程度と推計されます。

表 4－1　地区別における住宅の耐震化の状況（平成 19 年 12 月）

（単位：戸）

地区名	種　別	全戸数 ①	昭和 57 年以降の建築戸数 ②	昭和 56 年以前の建築戸数 ③	③の内､耐震性を有する戸数 ④=③×推計値(※1)	耐震化率 ⑤=(②+④)/①
東　部	木造戸建住宅	4,257	3,308	949	361	86.2%
	その他の住宅	735	598	137	104	95.5%
	合　　計	4,992	3,906	1,086	465	87.6%
北広島団地	木造戸建住宅	4,012	2,089	1,923	731	70.3%
	その他の住宅	2,479	1,086	1,393	1,059	86.5%
	合　　計	6,491	3,175	3,316	1,790	76.5%
西の里	木造戸建住宅	1,947	1,286	661	251	78.9%
	その他の住宅	355	210	145	110	90.1%
	合　　計	2,302	1,496	806	361	80.7%
大曲	木造戸建住宅	4,746	3,693	1,053	400	86.2%
	その他の住宅	1,012	890	122	93	97.1%
	合　　計	5,758	4,583	1,175	493	88.2%
西部	木造戸建住宅	1,193	1,024	169	64	91.2%
	その他の住宅	149	78	71	54	88.6%
	合　　計	1,342	1,102	240	118	90.9%
市全体	木造戸建住宅	16,155	11,400	4,755	1,807	81.8%
	その他の住宅 (※2)	4,730	2,862	1,868	1,420	90.5%
	合　　計	20,885	14,262	6,623	3,227	83.7%

（※1）昭和 56 年以前の建築戸数のうち耐震性能を有する住宅戸数の推計値

国の推計値では、戸建住宅は 12%でその他の住宅は約 76%になっていますが、木造戸建住宅については、道の耐震診断業務の実績値を採用して約 38%とします。

（※2）その他の住宅

非木造戸建住宅、共同住宅、分譲マンション、店舗等の併用住宅

表 4－2　住宅の耐震化の状況（平成 19 年 12 月）

（単位：戸）

種　別	全戸数 ①=②+③	昭和 57 年以降の建築戸数 ②	昭和 56 年以前の建築戸数 ③=④+⑤		耐震性を有する戸数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①×100
				耐震性を有する戸数 ④=③×推計値	耐震性不十分 ⑤	
木造戸建住宅	16,155	11,400	4,755	1,807	2,948	13,207	81.8%
その他の住宅	4,730	2,862	1,868	1,420	448	4,282	90.5%
合　　計	20,885	14,262	6,623	3,227	3,396	17,489	83.7%

(2)　耐震化の将来推計

平成 19 年までの住宅の新築と建て替えの戸数の傾向をもとに推計した平成 27 年の耐震化率は、89%となります。

表 4－3　住宅の耐震化の推計（平成 27 年）

（単位：戸）

種　別	全戸数（※） ①=②+③	昭和 57 年以降の建築戸数 ②	昭和 56 年以前の建築戸数（※） ③=④+⑤		耐震性を有する戸数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①×100
				耐震性を有する戸数 ④=③×推計値	耐震性不十分 ⑤	
木造戸建住宅	16,955	13,379	3,576	1,359	2,217	14,738	86.9%
その他の住宅	5,370	4,264	1,106	841	265	5,105	95.1%
合　　計	22,325	17,643	4,682	2,200	2,482	19,843	88.9%

（※）推計値は、平成10年及び平成15年住宅・土地統計調査をもとに本市で独自に算出した値

４－２　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と将来推計

(1)　耐震化の現状

市内には､平成１９年 12 月末現在で 202 棟の多数の者が利用する建築物が建設されており、このうち１29 棟、約 64%が耐震性を有していると推計されます。

また、市有建築物については、平成 19 年 12 月末現在で約 65%が耐震性を有しています。

表 4－4　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（平成 19 年 12 月）

（単位：棟）

種　別	全棟数	昭和 57 年以降の建築棟数	昭和 56 年以前の建築棟数		耐震性を有する棟数	耐震化率
			耐震性を有する棟数	耐震性不十分		
	①=②+③	②	③=④+⑤	④	⑤	⑥=②+④	⑦=⑥/①×100
市内全数	202	101	101	28	73	129	63.9%
民間建築物	80	66	14	0	14	66	82.5%
公共建築物（※）	122	35	87	28	59	63	51.6%
うち市有建築物	49	23	26	9	17	32	65.3%

（※）公的建築物＝（独立行政法人＋道有＋市有）建築物

(2)　耐震化の将来推計

平成 19 年までの多数の者が利用する民間建築物の新築と建て替えの棟数の傾向をもとに推計した平成 27 年の耐震化率は、約 89%となります。

表 4－5　多数の者が利用する民間建築物の耐震化の推計（平成 27 年）

（単位：棟）

種　別	全棟数	昭和 57 年以降の建築棟数	昭和 56 年以前の建築棟数		耐震性を有する棟数	耐震化率
			耐震性を有する棟数	耐震性不十分		
	①=②+③	②	③=④+⑤	④	⑤	⑥=②+④	⑦=⑥/①×100
民間建築物（※）	89	79	10	0	10	79	88.8%

（※）民間建築物の推計は「市町村耐震改修促進計画策定の手引き」を基に算出

４－３　地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の状況

(1)　地震時に通行を確保すべき道路の指定状況

耐震改修促進法第 6 条第 3 号では、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のうち、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するものの所有者に対して、耐震診断と必要な耐震改修の実施責務を課しています。

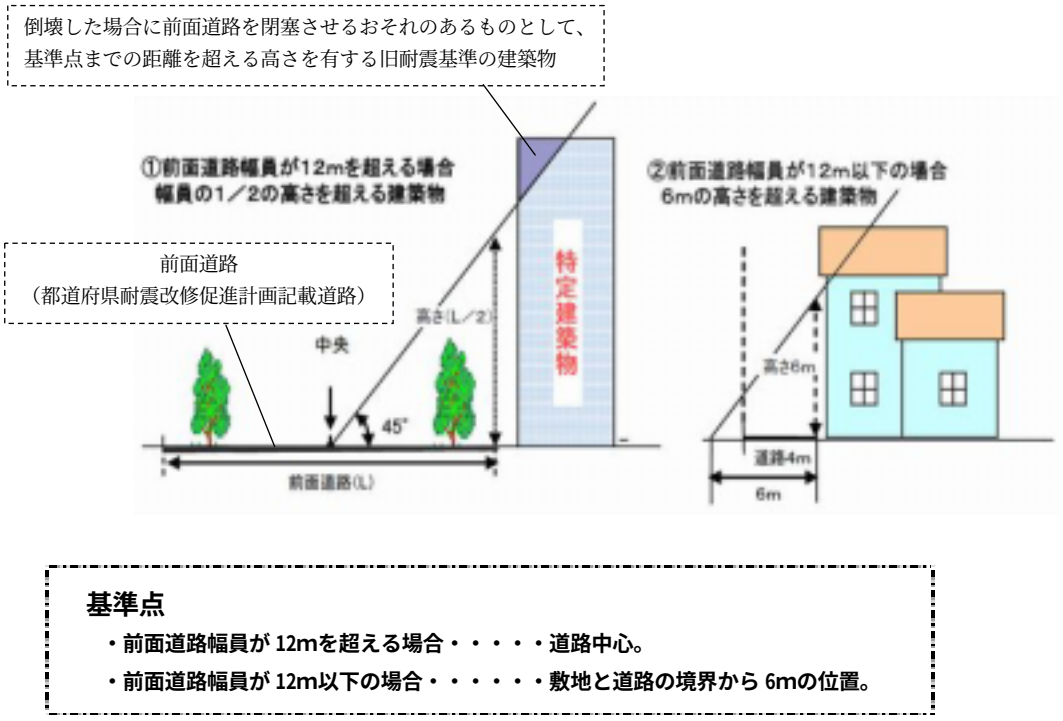

図 4－1　地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の関係

北海道耐震改修促進計画では、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 18 年 3 月：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」において緊急輸送道路として位置づけられた道路を、耐震改修促進法第 6 条第 3 号の適用道路として指定しています。

表 4－6　北海道耐震改修促進計画における耐震改修促進法第 6 条第 3 号適用道路の指定状況

道　路　区　分	道　路　特　性	市内総延長
特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	33.6km
地震時に通行を確保すべき道路	上記道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路	4.0km

本計画では、本市の地域防災計画との整合を図りながら、重要性・必要性を勘案し、平成 27 年まで優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、次のとおり指定します。

表 4－7　北広島市耐震改修促進計画における耐震改修促進法第 6 条第 3 号適用道路の指定状況

道　路　区　分	道　路　特　性	市内総延長
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路	市内の地区、及び防災拠点（行政・公共機関の支所等、社会福祉施設、主要な避難場所、医療施設、廃棄物処理施設等）を連絡する道路	47.5km

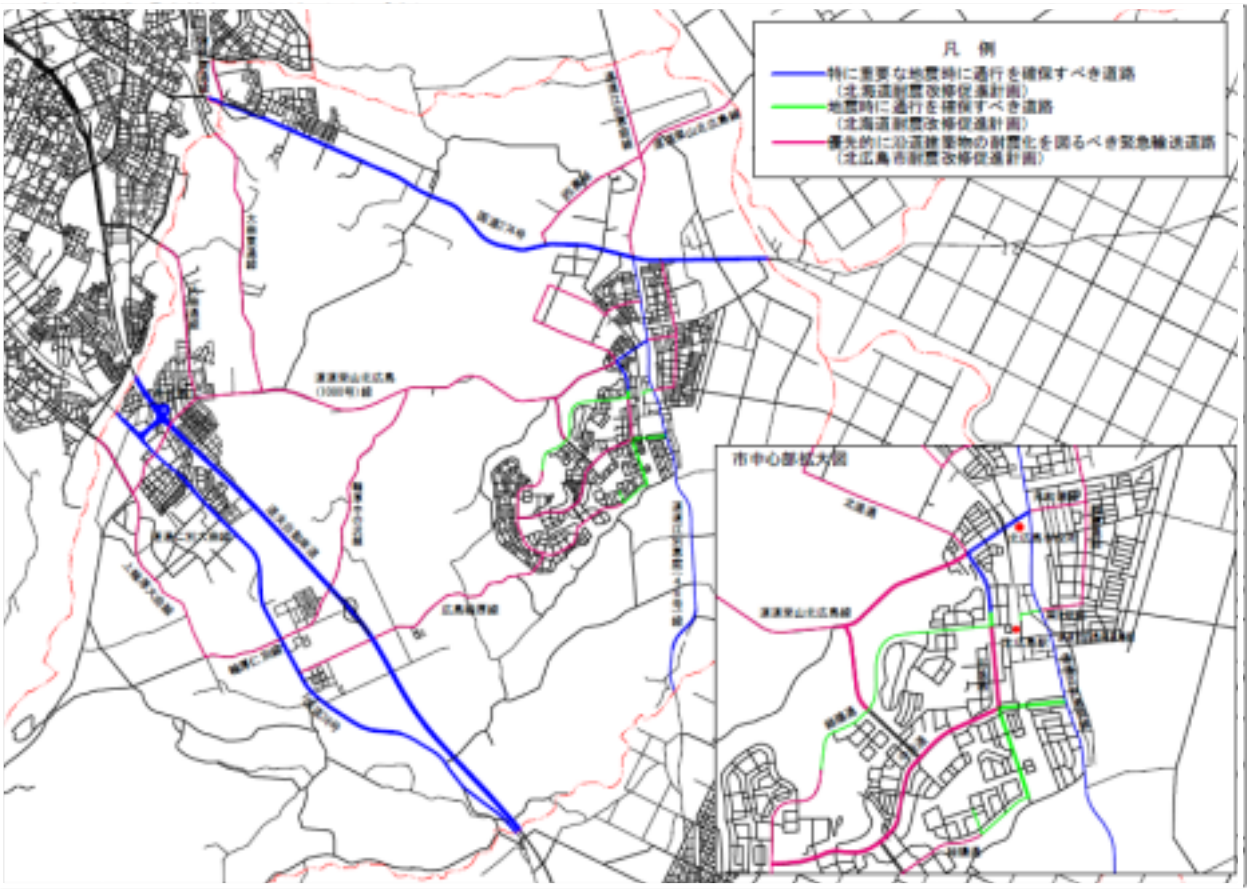

図 4－2　耐震改修促進法第６条第３号適用道路

(2) 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の現状

倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある高さを有する建築物は、市内には平成19年12月末現在で14戸あり、このうち5戸が昭和56年以前に建築されたものとなっています。

表4－8 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の現状（平成19年12月）

（単位：戸）

道路区分	道路閉塞させるおそれのある高さを有する建築物（※）		
	総数	昭和57年以降	昭和56年以前
特に重要な地震時に通行を確保すべき道路（北海道耐震改修促進計画）	5	3	2
地震時に通行を確保すべき道路（北海道耐震改修促進計画）	4	3	1
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路（北広島市耐震改修促進計画）	5	3	2
合計	14	9	5

（※）耐震改修促進法第6条の第1号･第2号規定に属する道路沿道建築物は除く。

４－４　市有建築物の耐震化の状況

平成 19 年 12 月末現在までに本市が所有する建築物のうち、多数の者が利用する建築物及び防災活動の拠点となる建築物は 49 棟あり、このうち新耐震基準施行以前（昭和 56 年以前）に建設された建築物は 26 棟となっています。

また、耐震診断については、新耐震基準施行以前に建設された建築物 26 棟のうち 8 棟で実施済みであり、改修を終えた建築物は 6 棟となっています。

以上により、本市が所有する建築物の耐震化率は、約 65%となります。

表 4－9　市有建築物の耐震化の状況（平成 19 年 12 月）

（単位：棟）

建築物の種類	全棟数	昭和 57 年以降の建築棟数	昭和 56 年以前の建築棟数			耐震化率
				耐震診断実施建築棟数	耐震性が確認された建築棟数	耐震改修実施建築棟数	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦=(②+⑤+⑥)/①
庁舎	2	1	1	1	0	0	50.0%
学校施設(※1)	36	15	21	7	0	6	58.3%
社会福祉施設	1	0	1	0	0	0	0.0%
体育館	1	1	0	0	0	0	100.0%
賃貸共同住宅	8	5	3	0	3	0	100.0%
その他(※2)	1	1	0	0	0	0	100.0%
合計	49	23	26	8	3	6	65.3%

（※1）市内全小中学校 16 校の内、2 階以上で、かつ床面積の合計が 1,000m^2 以上の棟数
（※2）消防施設

５．建築物の耐震化の目標

５－１　住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

北海道耐震改修促進計画では、想定地震による道内の建築物被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも９割とする数値目標を示しています。

本市においても北海道耐震改修促進計画を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値を 90%と設定し、耐震化の促進に取り組むものとします。

なお、平成２７年までの耐震化率を新築や建て替えによる自然更新を見込んだ推計では、住宅のうち非木造等の「その他住宅」を除きこの目標値に達していないため、平成２７年まで木造戸建住宅で 522 戸、多数の者が利用する建築物のうち民間建築物で 2 棟の耐震化が必要となります。

建物用途	平成 19 年耐震化率	平成 27 年耐震化率（自然更新）		平成 27 年耐震化率（目標）
住　　宅	83.7%	88.9%	耐震化促進	９０%
木造戸建住宅	81.8%	86.9%		
その他の住宅	90.5%	95.1%		
多数の者が利用する建築物(※)	82.5%	88.8%		

（※）民間建築物

図5－1　耐震化率の現状と目標

５－２　市有建築物の耐震化の目標等

公共建築物については、災害時において学校等は避難場所として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められています。

そこで本市では、旧耐震基準で建設された市有建築物について、計画的かつ重点的な耐震化を進めるために「（仮称）市有建築物耐震化推進計画」の策定を平成２０年度に予定しています。

今後はこの計画に基づき、市が所有する耐震改修促進法に規定されている特定建築物、多数の者が利用する建築物及び防災活動の拠点となる建築物等の耐震診断を実施し、耐震性能が現行の耐震基準を満していない建築物について、それぞれの施設の状況（構造躯体の耐震性能、保全状態、将来計画等）を勘案したうえで、建て替え、耐震補強、用途廃止等の方針から優先順位を定め、この計画期間において耐震化に努めます。

６．建築物の耐震化を促進するための施策

６－１　耐震化に関する基本的な取り組み方針

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。

具体的には、新耐震基準以前に建築された住宅及び特定建築物の所有者は、建築物の耐震性を確認するために耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事を実施する必要があります。

特に、避難や医療に供される特定建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物などについては、一層の耐震性の確保に努める必要があります。

本市は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者が耐震化に取り組みやすい環境づくりや負担軽減のための支援策の整備など、必要な施策を講じて耐震化を促進します。

６－２　耐震化促進に向けた建物所有者、建築関連事業者、北広島市の役割

(1)　建物所有者の役割

住宅・建築物を耐震化することは、生命や生活基盤の保全だけでなく、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の未然防止にもつながることから、所有者は、地域の防災対策という意識を持って主体的に建築物の耐震化に取り組む必要があります。

特に、多数の市民が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、早急に対策を講じる必要があります。

(2)　建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性・安全性など人命や財産に関わる大きな責任を負っていることを認識し、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努める必要があります。

(3)　北広島市の役割

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、相談体制や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修がおこなえる環境整備、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

また、北海道や建築関係団体との連携を図り、住宅・建築物の耐震化に関する技術や知識の情報提供に努めます。

多くの市民が利用する市有建築物の耐震化について計画的に取り組みます。

６－３　耐震改修促進のための啓発や知識の普及

(1)　地震防災に関する情報の提供

住宅や建築物の地震防災対策に関する所有者への啓発、知識の普及を図るため、広報紙やホームページ、耐震改修支援センター（財団法人日本建築防災協会）発行のパンフレットやチラシなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を積極的に行います。

また、住宅の耐震化は地域の防災の強化につながることから、自主防災組織、町内会などに対する出前講座を通じて防災に対する意識の向上を図ります。

(2)　地震ハザードマップの作成・配布

地震に関する情報をマップ化することは、市民の地震対策に関する意識の高揚を図るとともに、地震発生時に迅速かつ適確に避難を行うために非常に有効なものとなります。

こうしたことから、大きな影響を及ぼすことが想定される地震の被害予測、避難施設等の防災情報を地図上に表した地震ハザードマップを作成し配布します。

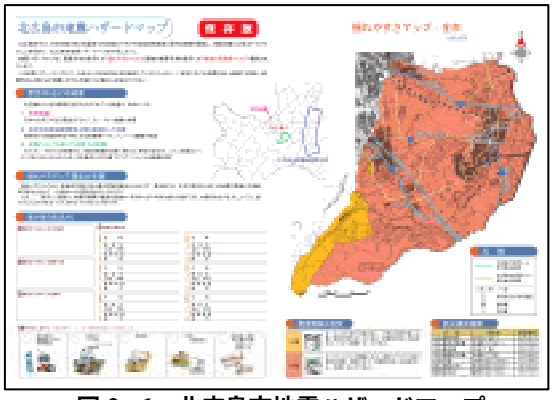

図 6－1　北広島市地震ハザードマップ

(3)　リフォームにあわせた耐震改修の普及

新耐震基準以前に建築された戸建住宅は、現在では 26 年以上経過しており、外壁の断熱改修等のリフォームが多くなると予測されることから、リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導を図ります。

また、北海道などが開催する住宅耐震セミナー等の講習会の情報提供を行うとともに耐震化の意識啓発を進めます。

６－４　耐震改修促進のための環境整備

(1)　安心して相談できる環境の整備

耐震診断・改修の技術的手法や補助等の支援制度などについて、市民が耐震化に取り組むための相談体制の充実に努めます。

また、北海道では、木造及び鉄筋コンクリート造の既存建築物に係る耐震診断・改修を行う専門技術者講習の受講者登録名簿を公表しています。建物の所有者が安心して相談できる環境の整備を図るため、この名簿を活用し専門技術者の紹介などを行います。

(2) 耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知

市内の建築士及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、各種講習会への受講を奨励するとともに、耐震診断・改修の専門技術者登録への啓発に努めます。

また、本市においても関係機関との意見交換や技術研修を通して耐震化の専門的知識を有する職員の育成を図ります。

(3) 耐震化に関する地域の連携

地震防災対策では、「自らの地域は皆で守る」という共助の取り組みが重要です。地域の町内会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されております。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携など幅広い取り組みが求められております。

このような取り組みに対して、各種情報の提供や出前講座などにより支援していきます。

６－５　耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成

(1) 耐震診断・改修費用の助成

耐震診断・改修を実施するには相応の費用負担を要することから、国においては、これらの費用について助成制度を設けています。

この補助制度は各自治体での制度運用を前提としており、建築物の所有者が行う耐震診断・改修に対して自治体が費用補助をする場合に、国から一定の割合を限度として補助がなされるものです。

本市においては、国の補助制度を活用して、戸建住宅の耐震診断は平成２０年度から、耐震改修は平成２１年度から、その費用の一部に対して助成を行うこととします。

表 6－1　国による住宅・建築物耐震改修等事業の概要（平成 19 年度）

事業の種類	補助割合の上限
耐 震 診 断	補助対象事業費に対して、国 1/3、自治体 1/3
耐 震 改 修	補助対象事業費の 23%に対して、国 1/3、自治体 1/3

(2) 税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18 年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。

このうち固定資産税の減額措置については、「新耐震基準」以前に建築された建築物の耐震改修を実施した個人及び法人が受けることができることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

(3)　建築基準法上の特例措置（認定制度）

耐震促進計画では、既存建築物の耐震改修に伴う増築や大規模改修の際に適用される、建築基準法上の制限緩和が規定されています。

この規定は、現行の建築基準法に適合しない既存の不適格部分の一部緩和や確認申請の手続きの特例等を定めております。

この特例措置等についての情報提供を行い、建築物の耐震化の普及・啓発に努めます。

６－６　その他の安全対策に関する取り組み

これまでの地震では、建築物の倒壊等の直接的な被害のほか、窓ガラスや外壁タイルの落下、天井の崩落、屋外広告物の転倒、エレベータ内への閉じ込めなどの二次的な事故による人的被害も発生しています。このため、北海道と連携して危険な状態にある建築物の是正指導に努めます。

また、住宅においてもブロック塀の倒壊や家具の転倒による被害の発生が数多く報告されていることから、これらの被害を未然に防止するための必要な措置について、市民への情報提供を行っていきます。

７．その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

７－１　所管行政庁等との連携に関する事項

(1)　北海道との連携

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（木造住宅２階建て程度）の行政事務を所管する北広島市は、それ以外の建築物の所管行政庁である北海道と連携を図り、耐震改修促進法第６条で規定されている地震時における倒壊等により緊急避難道路を閉鎖させるおそれのある住宅・建築物や多数の者が利用する建築物等の特定建築物の所有者に対し、同法第７条第１項及び第２項の規定に基づく指導、助言及び指示等を行い、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の推進に努めるものとします。

(2)　関係団体との連携

（社）北海道建築士会、（社）北海道建築設計事務所協会、（社）北海道建築技術協会など、道内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を図ります。

７－２　その他

本計画を推進するに当たり、その他必要な事項は別途定めるものとします。

巻 末 資 料

◇ 資料-1　建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

◇ 資料-2　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

◇ 資料-3　特定建築物一覧表

【資料－１】　建築物の耐震改修の促進に関する法律

発　　令　平成 7年10月27日法律第123号
最終改正　平成18年 6月 2日法律第 50号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五　次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所

管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三　前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

5　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6　前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7　市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8　市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第６条　次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第８条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第３項第１号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第７条　所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第４条第２項第３号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2　所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第４

条第２項第３号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三　前条第２号に掲げる建築物である特定建築物

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章　建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第８条　建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　建築物の位置

二　建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三　建築物の耐震改修の事業の内容

四　建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五　その他国土交通省令で定める事項

３　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一　建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二　前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四　第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建

築物が建築基準法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1）　工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2）　工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4　第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5　建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6　所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一　耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二　計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7　所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8　第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第九条　計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条　所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一条　所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条　所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章　建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条　第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市又は同法第二百五

十二条の二十二第一項 に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法 （平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法 （平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2　前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条　独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章　耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法 （明治二十九年法律第八十九号）第三十四条 の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一　職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条　国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2　センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十九条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十条　センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

２　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第二十一条　センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

３　国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十二条　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　債務保証業務及びこれに附帯する業務

二　第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第二十四条　センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

２　前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十五条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第二十六条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第二十七条　国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。

二　第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三　第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四　第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五　センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六　不正な手段により指定を受けたとき。

２　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章　罰則

第二十八条　第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第二十四条第二項の規定に違反した者

四　第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

２　第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附則　（平成一七年一一月七日法律第一二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

２　新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【資料－２】　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

発　　令　平成 7年12月22日政令第429号
最終改正　平成19年 8月 3日政令第235号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律 （平成七年法律第百二十三号）第二条 、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第１条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25 年法律第201号）第97 条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第６条第１項第４号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

２　法第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の３第１項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第２号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号に規定する延べ面積をいう。）が１万平方メートルを超える建築物

二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第２条　法第６条第１号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二　診療所

三　映画館又は演芸場

四　公会堂

五　卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六　ホテル又は旅館

七　賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八　老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十　博物館、美術館又は図書館

十一　遊技場

十二　公衆浴場

十三　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五　工場

十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

２　法第６条第１号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　幼稚園又は保育所　階数が２で、かつ、床面積の合計が500 平方メートルのもの

二　小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第８号若しくは第９号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数が２で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三　学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第１号から第７号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物　階数が３で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四　体育館　床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条　法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一　消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

二　危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類

三　マッチ

四　可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）

五　圧縮ガス

六　液化ガス

七　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2　法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

一　火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ　火薬　10トン

ロ　爆薬　5トン

ハ　工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管　50万個

ニ　銃用雷管　500万個

ホ　実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線5万個

ヘ　導爆線又は導火線　500キロメートル

ト　信号炎管若しくは信号火箭又は煙火　2トン

チ　その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二　消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三　危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類　30トン

四　危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類　20立方メートル

五　マッチ　300マッチトン

六　可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。）　2万立方メートル

七　圧縮ガス　20万立方メートル

八　液化ガス　2000トン

九　毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）　20トン

十　毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）　200トン

3　前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条　法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一　12メートル以下の場合　6メートル

二　12メートルを超える場合　前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条　法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二　病院又は診療所

三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四　集会場又は公会堂

五　展示場

六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七　ホテル又は旅館

八　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九　博物館、美術館又は図書館

十　遊技場

十一　公衆浴場
十二　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十三　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十四　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十五　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
十七　幼稚園又は小学校等
十八　老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十九　法第７条第２項第３号に掲げる特定建築物

２　法第７条第２項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　前項第１号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）　床面積の合計が2000平方メートルのもの
二　幼稚園又は保育所　床面積の合計が750平方メートルのもの
三　小学校等　床面積の合計が1500平方メートルのもの
四　前項第19号に掲げる特定建築物　床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第６条　所管行政庁は、法第７条第４項の規定により、前条第１項の特定建築物で同条第２項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第７条第４項の規定により、その職員に、前条第１項の特定建築物で同条第２項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第７条　法第14 条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第３項第２号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第４号の施設である建築物とする。

附　則　抄

（施行期日）

１　この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附則　（平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

【資料－３】　特定建築物一覧表

１　特定建築物（多数の者が利用する建築物）

耐震改修促進法第６条第１号、同施行令第２条に定められた建築物です。

No	用　途		特定建築物の規模要件	指示対象となる規模要件
1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校	階数２以上かつ 1,000m² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500m² 以上 ※同左
		上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000m² 以上	
2	体育館（一般の公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
4	病院、診療所		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
6	集会場、公会堂		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
7	展示場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
8	卸売市場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
10	ホテル、旅館		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
12	事務所		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
15	幼稚園・保育所		階数２以上かつ 500m² 以上	750m² 以上
16	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
17	遊技場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
18	公衆浴場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
21	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上